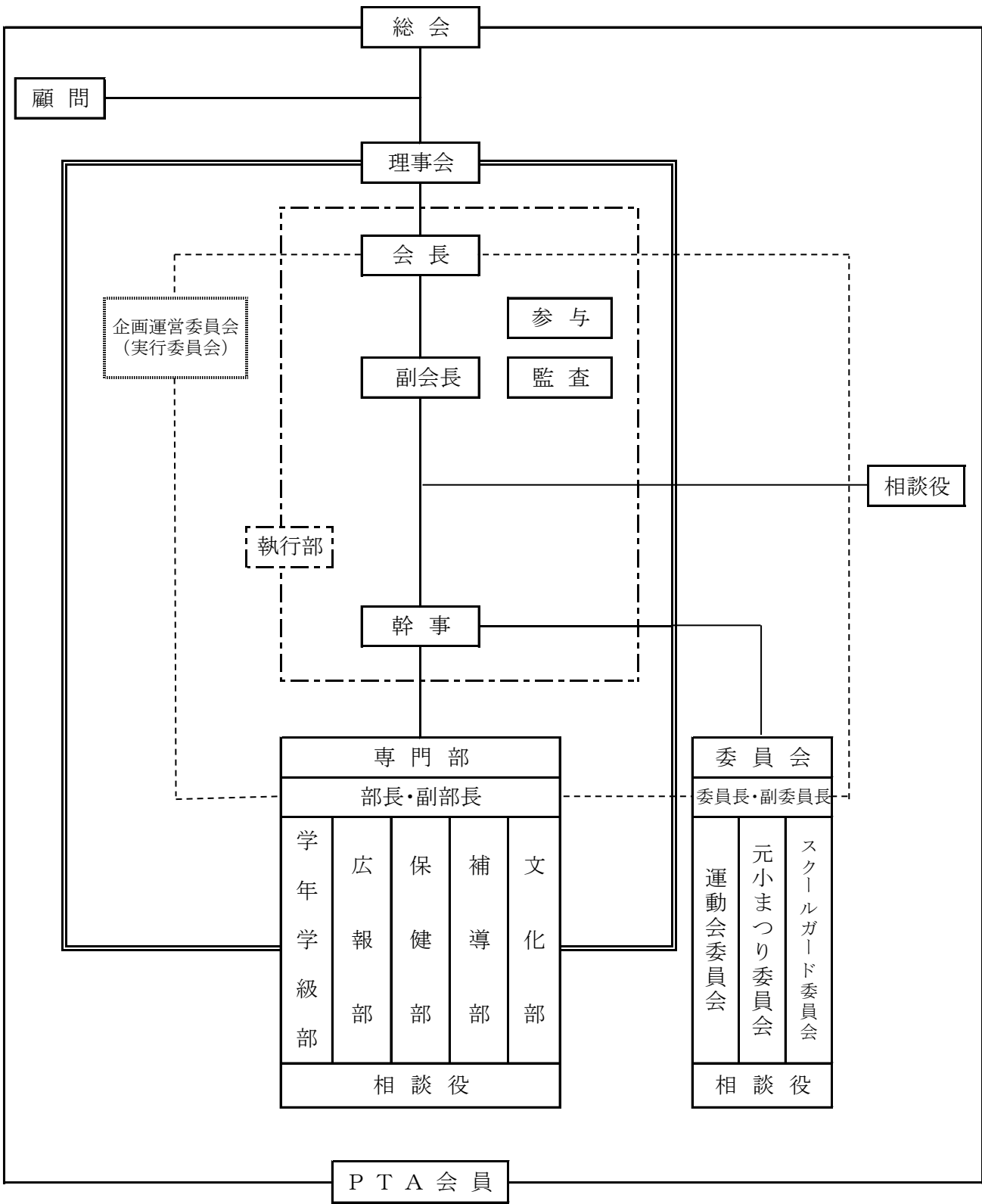


元郷小学校PTA組織図



川口市立元郷小学校 P T A 会則

第 1 条（名称）

本会は、川口市立元郷小学校 P T A と称し、事務局を同校内に置く。

第 2 条（目的）

本会は、川口市立元郷小学校（以下、本校という。）児童の健全な成長を図ることを目的とし、保護者と教職員が協力して教育に関しての理解及び振興に努め、児童の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善・充実を図るため、相互の学習その他必要な行動を行うものとする。

第 3 条（組織）

本会は、本校に在籍する児童の保護者と本校に勤務する教職員で組織する。

第 4 条（活動）

本会は、第 2 条の目的を達成するために次の活動を行う。

- （1）家庭及び学校における児童の福祉を増進する事項
- （2）家庭教育の向上と会員相互の研修に関する事項
- （3）学校の教育環境の整備充実に関する事項
- （4）会員及び児童の表彰、慶弔に関する事項
- （5）地域における社会教育の振興に関する事項
- （6）その他、本会の目的を達成するのに必要な事項

第 5 条（役員）

本会に、次の役員を置く。

- （1）会長 1 名
- （2）参与 校長
- （3）副会長 若干名（内 1 名は教頭とする）
- （4）理事 若干名
- （5）監査 2 名（内 1 名は教務とする）
- （6）幹事 若干名

第6条（役員の任務）

役員の任務は次のとおりとする。

- （1）会長は、本会を代表し、会務を総理し、各種会議を招集する。
- （2）参与は、本会運営全般について助言する。
- （3）副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合には代理を務める。
- （4）理事は、理事会を構成し、専門部に所属し、専門部、各学年・学級の活動を企画、実行するとともに本会活動の実施・推進にあたる。
- （5）監査は、本会の会計を監査する。
- （6）幹事は、庶務・会計及び本会の推進にあたる。

第7条（役員の選出）

本会の役員選出方法は、以下のとおりとする。

- （1）会長、副会長は理事会において会員より選任し、総会の承認を得る。
- （2）理事は、各学級より5名、教職員より7名（各学年より1名）を選出する。但し、理事会の議を得て若干名を会長が委嘱することができる。
- （3）監査は、会員の中から会長が委嘱する。
- （4）幹事は、会員の中から会長が委嘱する。

第8条（役員の任期）

役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 欠員のため選任された役員の任期は、前任者の残任期とする。

第9条（顧問）

本会に会長の諮問に応ずるため、顧問を置く。

- 2 顧問は、町会長、本会歴代会長、民生児童委員等から理事会において推薦し会長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は、役員の任期に準ずる。

第10条（会議）

本会の会議は、総会、理事会、企画運営委員会とする。

- 2 会議は、会長が召集し、議事は出席者の過半数をもって決する。

第11条（総会）

総会は、本会の最高議決機関であり、年度当初に開く。但し、理事会が必要と認めたときまたは、会員の10分の1以上の要求があったときは臨時総会を開くことができる。

- 2 総会は、会員をもって構成する。
- 3 総会は、会員の5分の1以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決定する。
- 4 総会は、次の事項を審議・決定する
 - (1) 活動報告及び活動計画
 - (2) 収支予算及び決算
 - (3) 役員の承認
 - (4) 規約の改廃
 - (5) その他本会の運営に関する事

第12条（理事会）

理事会は、総会に次ぐ議決機関で、必要に応じ会長が招集する。

- 2 理事会は、会長、参与、副会長、幹事、専門部正副部長、理事、監査をもって構成する。
- 3 理事会は構成員の3分の1以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決定する。
- 4 理事会は、次の事項を審議、決定する。
 - (1) 総会提案事項
 - (2) 活動計画に関する事項
 - (3) 学級PTA、学年PTAからの要望事項
 - (4) その他、本会運営事項

第13条（企画運営委員会）

企画運営委員会は、会長、参与、副会長、幹事、監査、専門部正副部長をもって構成する。

- 2 企画運営委員会は、随時開催し、本会の運営について必要と認められる以下の事項を行う。
 - (1) 総会及び理事会の議決事項の執行
 - (2) 活動の企画立案に関する事項
 - (3) 総会・理事会提出議案の作成
 - (4) 会費の出納に関する事項
 - (5) その他事業の執行に必要な事項

第14条（専門部等）

本会の会務を執行するために、次の専門部を設ける。

- (1) 学年学級部 (2) 広報部 (3) 文化部
- (4) 補導部 (5) 保健部
- 2 専門部に関する事項は細則で定める。
- 3 理事会において必要と認めたときは、特別委員会を設けることができる。

第15条（帳簿）

本会は、以下の帳簿を備える。

- | | | |
|----------|----------|-----------|
| (1) 会員名簿 | (2) 役員名簿 | (3) 会計出納簿 |
| (4) 記録簿 | (5) 備品台帳 | |

第16条（経費）

本会の事業を遂行するための経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

2 会費は1世帯（教職員は1名）あたりの額を、細則に定めるものとする。

第17条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 監査は、毎年度の会計を監査し、翌年度の総会に報告する。

第18条（細則）

この会則の施行に関して必要な事項は、理事会の議決を経て細則で定める。

附則

1 この会則は、昭和24年4月1日より施行する。

昭和47年4月1日 一部改正

昭和48年4月1日 一部改正

昭和49年4月1日 一部改正

昭和53年4月1日 一部改正

昭和54年4月1日 一部改正

平成7年4月1日 一部改正

平成25年5月17日 一部改正・施行

川口市立元郷小学校 P T A 細則

第 1 条 P T A 会則第 1 8 条の規定により、細則を定める。

第 2 条 会則第 7 条における役員選出において、会長、副会長、監査、幹事を選出するため、役員選考委員会を設ける。

- 2 役員選考委員会は、会長、副会長及び監査、幹事並びに各専門部の正副部長の中から構成する。
- 3 役員選考委員会は、委員長 1 名、副委員長 1 名を互選する。
- 4 会員は、役員選考委員会に対して、会長、副会長、監査、幹事の各候補者を推薦することができる。
- 5 役員選考委員会は、各候補者に対して、話し合い交渉に当たり、役員候補を取りまとめる。

第 3 条 会則第 1 4 条 2 項の専門部の構成について、以下のように定める。

- 2 各専門部の業務は、以下のとおりとする。

(1) 学年学級部

- ① 学級集会や懇談会等に関する事項
- ② 児童理解のための学習会等に関する事項
- ③ 学年・学級間相互の連絡や協議・調整に関する事項
- ④ その他、本会目的達成に必要な事項

(2) 広報部

- ① 広報活動に関する事項
- ② その他、本会目的達成に必要な事項

(3) 文化部

- ① 児童の教育向上に関する事項
- ② 児童の文化向上に関する事項
- ③ 地域社会における講演会、講習会、研究会等、会員の研修に関する事項
- ④ その他、本会目的達成に必要な事項

(4) 補導部

- ① 校外における児童の生活指導に関する事項
- ② 児童の校外自主活動の助成に関する事項
- ③ 交通事故防止に関する事項
- ④ 地域青少年福祉諸団体との連携・強力に関する事項
- ⑤ 児童の非行防止に関する事項
- ⑥ その他、本会目的達成に必要な事項

(5) 保健部

- ① 学校給食に関する事項
- ② 学校の環境衛生に関する事項
- ③ 保健衛生普及に関する事項
- ④ その他、本会目的達成に必要な事項

3 各専門部は、部長1名、副部長2名を互選する。

4 特別委員会として、以下の委員会を設ける。各委員会は、委員長1名、副委員長2名を互選する。

(1) 運動会委員会 (2) 元小まつり委員会

(3) スクールガード委員会

5 各専門部及び委員会は、必要に応じ相談役を置くことができる。相談役は、前年度の幹事・監査及び各専門部部長・副部長、並びに委員長・副委員長の中から選出するものとする。

第4条 会則第4条4号の会員及び児童の表彰、慶事弔意等に関する事項は次のように定める。

(1) 会員及び児童の表彰については、必要に応じ企画運営委員会で決定する。

(2) 会員及び児童の慶事弔意に関しては、別に慶弔規定を定める。

第5条 (会費)

会費は、1世帯(教職員は1名)につき、年額2,500円とする。